

個人情報の共同利用についての公表

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用、については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

アストラゼネカ健康保険組合では、健康診査事業について、アストラゼネカ株式会社と共に実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について次のように公表いたします。

1. アストラゼネカ株式会社との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的な運営を行うため、母体企業であるアストラゼネカ株式会社とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

(1) 一般健康診断、生活習慣病健診、人間ドックにおいて実施される各検査項目のうち、下記に記載する法定項目（再検査、精密検査を含む）

問診（生活習慣、行動習慣）、診察、身体計測（身長、体重、腹囲、肥満度、BMI）、血圧測定、視力検査、聴力検査、胸部X線検査、心電図検査、肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）、脂質検査（HDL-ch、LDL-ch、中性脂肪）、貧血検査（赤血球、ヘモグロビン）、血糖検査（血糖、HbA1c）、尿検査（蛋白、糖）、所見

(2) 健診受診者等の基本情報

健診受診者の被保険者証の記号番号、氏名、生年月日、健診実施日、健診機関名、健診の種類

健診未受診者の被保険者証の記号番号、氏名、生年月日、

(3) 重症化予防事業

重度所見者の氏名、記号・番号、生年月日、過去の検査データ、受診勧奨、保健指導に最低限必要なレセプト情報（調剤報酬明細を含む）に係る医療機関での受診の有無、通院歴、服薬状況等

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

事業主：産業医、保健師、人事本部健康管理部門担当者

当組合；常務理事、保健事業担当者

4. 利用目的

- ・被保険者（従業員）に対して、健診結果に基づく事後指導等（未受診者に対する受診勧奨を含む）を効率的、効果的に行うため、個人情報を事業主と共同で利用する。
- ・健康診断の結果とレセプト情報を突合し、重度所見者への受診勧奨や保健指導を事業主と共同で実施し、重症化を予防する。

5. 個人情報の管理責任者

事業主：産業医、人事本部 健康管理部門長
当組合；常務理事